

令和5年6月26日

一般社団法人神奈川県建設業協会会長 殿

公契約条例研究会構成員
県土整備経理課長

公契約条例の導入の可否を含めた検討のための労働者賃金等
に係る実態調査へのご協力依頼について

日ごろから、神奈川県は県土整備行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

神奈川県では、公契約に従事する労働者の賃金などの課題について、「公契約に関する協議会」を設置し、検討を進めてきました。

その検討結果として、公契約条例の必要性の検証を進めるため、引き続き賃金実態調査を継続する必要があるとの報告書が県に提出されました。このため、昨年度に引続き公共工事に従事する労働者（元請企業及びその全ての下請企業のうち、特定の職種の労働者）賃金等の支払の実態を調査することになりました。

つきましては、県土整備局発注工事の入札公告に同調査の実施を記載した工事を対象として実態調査を行いますので、協会会員の方への周知及び調査への協力についてご配慮のほどよろしくお願いいたします。

なお、平成30年度より、調査の回答・提出方法について、調査対象者の負担とならないよう、CD-RW 配布形式から、神奈川県電子申請システムによる方法に変更しましたことを申し添えます。

問合せ先

経理第二グループ 津村、中野
電話 (045) 210-6094 (直通)

公契約条例の導入の可否を含めた検討のための
労働者賃金等に係る実態調査の実施について

1 調査目的

神奈川県県土整備局が発注する公共工事に従事する労働者の賃金等の実態を把握し、公契約条例の導入の可否を含めた検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査方法等

(1) 調査期間

令和5年11月1日から令和6年1月31日

現場作業時間が最も長い1ヶ月間（作業時間が同じ場合はいずれか）とする。

(2) 調査対象

県土整備局が発注する工事のうち、入札公告（入札説明書）において調査対象と指定した工事（※）に従事する全ての労働者（当該工事の下請契約に従事する労働者を含む。）。

※令和5年度の調査対象と指定する工事は次のとおりとする。

7月25日（火）から9月26日（火）までに公告（指名通知）する工事

(3) 報告を求める者

調査対象工事の受注者及び当該工事の受注者又は下請負人と下請負契約を締結する者

(4) 調査項目

労働者の年齢、就業形態、労働日数、基本給その他労働者の賃金等に関する事項（詳細は別紙調査票のとおり）

なお、対象となる労働者の「賃金等」は、①基本となる賃金（基本給相当額）、②諸手当、③臨時の賃金（賞与等）とする。

(5) 調査依頼方法及び回答方法

調査対象工事の発注事務所が、契約時等に、受注者（元請負人）に、依頼文及び記入要領（下請負人分を含む）を配布する。

受注者（元請負人）又は下請負人が、当該工事に係る下請契約を締結する者に、依頼文及び記入要領を配布する。

元請負人及び下請負人は、神奈川県電子申請システムにより回答する。

(6) 回答期限

令和6年2月16日（金）

3 その他

(1) 入札公告への記載案文

別紙入札公告のとおり

(2) 実態調査の周知

県土整備経理課のHPに掲載

受注者（元請負人）に電子メールで周知

調査方法について

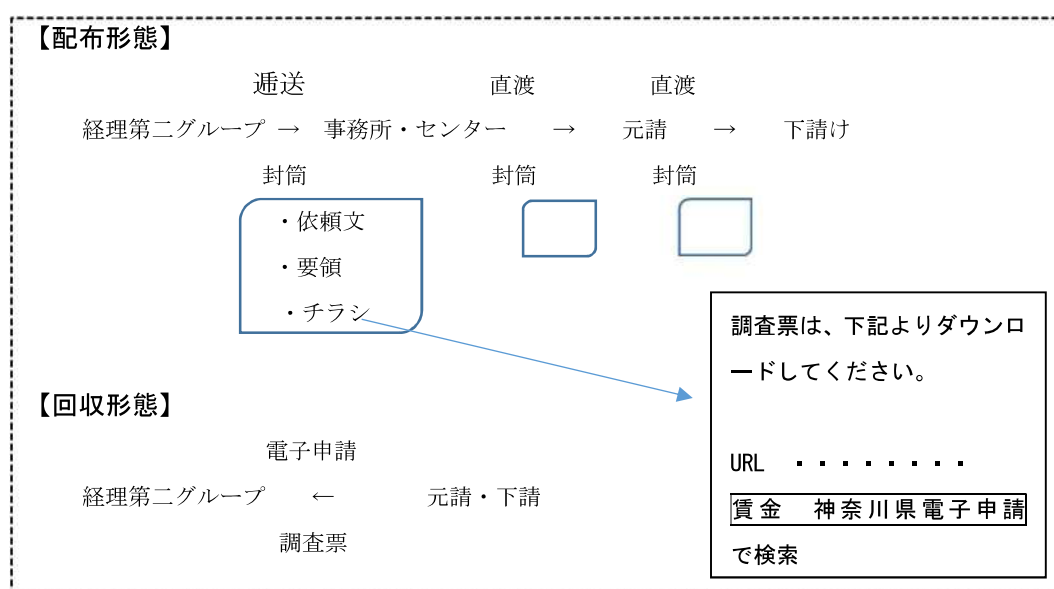
1 はじめに

調査方法について、調査対象者の負担とならないよう、平成 30 年度より CD-RW 配布形式から、神奈川県電子申請システムより調査票をダウンロードし、同システムから電送する方法に変更しています。

2 令和 5 年度の調査方法 神奈川県電子申請システムを活用

経理第二グループより、封筒に依頼文、要領、チラシを入れて、次のとおり配布します。

元請及び下請業者は、神奈川県電子申請システムより調査票をダウンロードし、同システムから電送します（別添イメージ図参照）。



3 事務所・センターの方へのお願い

契約時に元請業者に下請業者を含んだ必要部数の封筒の配布をお願いします。

封筒配布枚数を、令和 6 年 2 月中旬頃に経理第二グループから各事務所に照会致します。

手続き申込



手続き一覧

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

利用者選択 個人が利用できる手続き
 法人が利用できる手続き

検索

検索方法選択 [五十音で探す](#)

2020年11月1日00時00分 現在

ページ 1

表示件数 [10件](#) [20件](#) [50件](#)

手続き名 ▲▼	受付開始日時 ▲▼	受付終了日時 ▲▼
労働者賃金等の実態調査(工事)	2020年11月1日00時00分	2021年2月12日23時59分

【システム操作に関するお問合せ先(コールセンター)】
固定電話:0120-464-119(フリーダイヤル)
携帯電話:0570-041-001(有料)
(平日 9:00~17:00 年末年始除く)
電子メール:help-shinsei-kanasawa@s-kant-an.com(原則24時間)

[手続き申込](#)

[申込内容照会](#)

[職責署名検証](#)

[利用者登録](#)

[ログイン](#)

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	労働者賃金等の実態調査(工事)
受付時期	2020年11月1日00時00分~2021年2月12日23時59分

[利用者登録せずに申し込む方はこちら](#)

[利用者登録される方はこちら](#)

操作時間 文字サイズ [手続き申込](#)[申込内容照会](#)[職責署名検証](#)[利用者登録](#)[ログイン](#)

手続き申込

[手続き検索](#)[手続き一覧](#)[手続き内容](#)[メールアドレス入力](#)[確認メール送信完了](#)[申込](#)[申込確認](#)[申込完了](#)

STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 4

STEP 5

STEP 6

STEP 7

STEP 8

申込

労働者賃金等の実態調査（工事）

問い合わせ先	神奈川県 県土整備経理課 経理第二グループ
電話番号	045-210-6094
FAX番号	
メールアドレス	

※印があるものは必須です。

▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

商号名※	<input type="text"/>
■メールアドレス	
※ドメイン指定受信を設定されている方は「dshinsei.e-kanagawa.lg.jp」を受信できるよう指定してください。	
パソコン用※	<input type="text"/>
パソコン確認用	<input type="text"/>
電話番号※	入力例) 0123456789 は 012-345-6789 と入力 <input type="text"/>
調査票※	登録できるファイルの種類は、 Microsoft Excel(xls,xlsx) です。 <input type="button" value="削除"/> <input type="button" value="参照..."/>
■お問い合わせ	
神奈川県 県土整備経理課 経理第二グループ 045-210-6094(直通)	

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください。

「申込データの一時的保存」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

【抜粋】 追記例

< 入札公告 兼 入札説明書 >

11 その他

- (1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
 - イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
 - ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
 - エ 入札書の提出の際に添付する内訳書の内容に不備があると判断された場合の入札
 - オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (6) 「5」の(4)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。
- (7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (8) 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定に該当するもの（予定価格の金額が6億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）は、神奈川県議会の議決を要します。

議会の議決までに、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は神奈川県指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないこととします。
- (9) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (10) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (11) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「入札担当部署」にお問い合わせください。
- (12) 社会保険等に加入している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。詳細は、「工事別発注概要書」をご確認ください。
- (13) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。
- (14) 本工事については、賃金実態調査の対象となっています。

契約の相手方は、本業務に関し神奈川県が実施する賃金実態調査について次に掲げる事項への協力をお願いします。

 - ア 調査票に必要事項を記入し、神奈川県県土整備経理課に提出すること。
 - イ 当該工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）も同様の協力をする。
- (15) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

【抜粋】追記例

<p>支払条件</p>	<p>(1) 前金払 保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額（各年度出来高予定額）の100分の40以内の前金払を行います。 保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額（各年度出来高予定額）の100分の20以内の中間前金払を行います。</p> <p>(2) 部分払 各年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて支払います。部分払いの回数は、各年度〇回以内とします。 ※ 1～3回のいずれかの数字が入ります。ただし、設計金額 300 万円未満の場合は「実施しない」 【ゼロ県（国）債の場合】 令和〇〇年度においては、請負金額、前金払、部分払の請求はできません。</p>
<p>その他</p>	<p>原則として、社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることはできません。一次下請業者が社会保険等に加入していることが確認できない場合は、ペナルティ措置の対象となります。詳細は、次の県のホームページをご確認ください。 (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p866474.html)</p> <p>（法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求める工事） 本件は、契約後に法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求める工事です。 入札時に入札金額に含まれる法定福利費を記載した内訳書を提出した場合には、契約後の提出を省略することができます。</p> <p>（法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求めない工事） 本件は、契約後に法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求めない工事です。 入札時に提出する内訳書に入札金額に含まれる法定福利費を記載する必要はありません。</p> <p>【賃金実態調査への協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事については、賃金実態調査対象工事となっています。 ・契約の相手方は、本業務に関し神奈川県が実施する賃金実態調査について次に掲げる事項への協力をお願いします。 <p>ア 調査票に必要事項を記入し、神奈川県県土整備経理課に提出すること。 イ 当該工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）も同様の協力をすること。</p>
<p>入札担当部署 (入札手続に関する 問合せ先)</p>	<p>神奈川県〇〇事務所 〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ファックス 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>
<p>入札説明書に関する 問合せ先</p>	<p>神奈川県〇〇事務所 〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>
<p>電子入札操作に関する 問合せ先</p>	<p>コールセンター（平日 9時00分～17時00分） 0120-921-182（フリーコール）</p>

【抜粋】追記例（いのち貢献度指名競争入札）

9 その他

- (1) 入札参加者が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者の負担とします。
- (2) 技術者の不足等、正当な理由があって入札を辞退する場合は、理由を記入の上、「かながわ電子入札共同システム」で辞退してください。
「かながわ電子入札共同システム」で辞退をした後は、撤回することはできません。「かながわ電子入札共同システム」で辞退をしないで入札書の提出をしない場合は入札書不着とみなします。
- (3) 応札者が1者のみの場合は、当該入札は成立しないものとし、入札を中止します。（電子入札における再度入札を除く。）
- (4) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (5) 落札者が契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4若しくは地方自治法施行令第167条の11第1項の規定に基づく指名競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合には、契約を締結しません。
- (6) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。
- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (8) 次に掲げる入札は無効とします。
 - ア 「1」に掲げた指名業者に求められる資格のない者が行った入札
 - イ 他人名義のICカードを不正に取得し使用した入札
 - ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
 - エ 入札書の提出の際に添付する内訳書の内容に不備があると判断された場合の入札
 - オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとします。
- (10) 「3」の(6)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。
- (11) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (12) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「入札担当部署」にお問い合わせください。
- (13) 社会保険等に加入している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。詳細は、「工事別発注概要書」をご確認ください。
- (14) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。
- (15) この業務は、神奈川県が実施する賃金実態調査の対象となっています。
契約の相手方は、本業務に関し神奈川県が実施する賃金実態調査について次に掲げる事項への協力をお願いします。
 - ア 調査票に必要な事項を記入し、神奈川県県土整備経理課に提出すること。
 - イ 当該工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）も同様の協力をすること。
- (16) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

【抜粋】追記例

工事別発注概要書

【いのち貢献度指名競争入札】

<p>【必要な場合】 落札決定の効力</p>	<p>【年度開始前の契約準備行為の場合】 → この場合、「完成期限」欄には翌年度以降の日を記載し、併せて、(本件公告は、年度開始前の契約準備行為です。)と記載する。 本件の落札決定の効力は、令和〇〇年4月1日以降で令和〇〇年度予算の発効時に生ずるものとし、契約の締結は予算の発効日以降としますのでご承知おきください。</p>
<p>支払条件</p>	<p>(1) 前金払 保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額(各年度出来高予定額)の100分の40以内の前金払を行います。 保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額(各年度出来高予定額)の100分の20以内の中間前金払を行います。</p> <p>(2) 部分払 各年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて支払います。部分払いの回数は、各年度〇回以内とします。 ※ 1～3回のいずれかの数字が入ります。ただし、設計金額300万円未満の場合は「実施しない」</p> <p>【ゼロ県(国)債の場合】 令和〇〇年度においては、請負金額、前金払、部分払の請求はできません。</p>
<p>その他</p>	<p>原則として、社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることはできません。一次下請業者が社会保険等に加入していることが確認できない場合は、ペナルティ措置の対象となります。詳細は、次の県のホームページをご確認ください。 (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p866474.html)</p> <p>法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求める工事 本件は、契約後に法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求める工事です。入札時に入札金額に含まれる法定福利費を記載した内訳書を提出した場合には、契約後の提出を省略することができます。</p> <p>(法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求めない工事) 本件は、契約後に法定福利費を含む請負代金内訳書の提出を求めない工事です。入札時に提出する内訳書に入札金額に含まれる法定福利費を記載する必要はありません。</p> <p>【賃金実態調査への協力】 ・本工事については、賃金実態調査対象工事となっています。 ・契約の相手方は、本業務に関し神奈川県が実施する賃金実態調査について次に掲げる事項への協力をお願いします。 ア 調査票に必要事項を記入し、神奈川県県土整備経理課に提出すること。 イ 当該工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の協力をすること。</p>